

## 豊橋市小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市小中学校施設等緊急搬送時選定療養費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、別表に定める豊橋市内の小中学校施設等（以下「施設」という。）の管理下での傷病等において、選定療養費を徴する保険医療機関（以下「医療機関」という。）へ救急搬送された児童又は生徒の保護者が、医療機関に支払った選定療養費を豊橋市小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金（以下「助成金」という。）として助成することにより、当該保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「選定療養費」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年9月12日厚生労働省告示第495号）第2条第1項第4号及び第5号に定める選定療養に係る費用をいう。

2 この要綱において、「保険医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床の数が200床以上の医療機関であつて、前項の選定療養費を徴する医療機関をいう。

### (助成の対象者)

第4条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、施設に在籍する児童又は生徒の保護者であつて、施設の管理下において当該児童又は生徒が医療機関に救急搬送され、その際に生じる選定療養費を負担したものとする。

### (助成の額)

第5条 交付する助成金の額は、助成対象者が医療機関に選定療養費として支払った額とする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成対象者は、助成金の交付を申請するときは、豊橋市小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金交付申請書（実績報告書）兼請求書（様式第1）に次の書類を添付して、次条に規定する期限までに市長に申請しなければならない。

- (1) 施設が発行した証明書（様式第2）
- (2) 医療機関が発行した領収書及び診療明細書の原本

### (申請の時期及び期間)

第7条 前条の規定による申請の期限は、医療機関に選定療養費を支払った日の翌日から起算して5年を経過した日までとする。

### (助成の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、支給の可否を決定した後、豊橋市小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金支給（不支給）決定兼確定通知書（様式第3）により、支給の可否を通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(助成の時期)

第10条 市長は、第8条の規定により助成の決定をしたときは、当該助成に係る請求の日から起算して30日以内に助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付の決定の取消しを受けた者は、既に助成金の支給を受けている場合は、これを返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この助成金に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象となる豊橋市内の施設等
豊橋市立小学校・中学校
豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）
愛知県立豊橋特別支援学校（小学部・中学部）
愛知県立豊橋聾学校（小学部・中学部）
私立桜丘中学校
とよはしほっとプラザ
放課後児童クラブ（公営・民営）
放課後子ども教室
豊橋市教育委員会が行うのびるんdeスクール事業